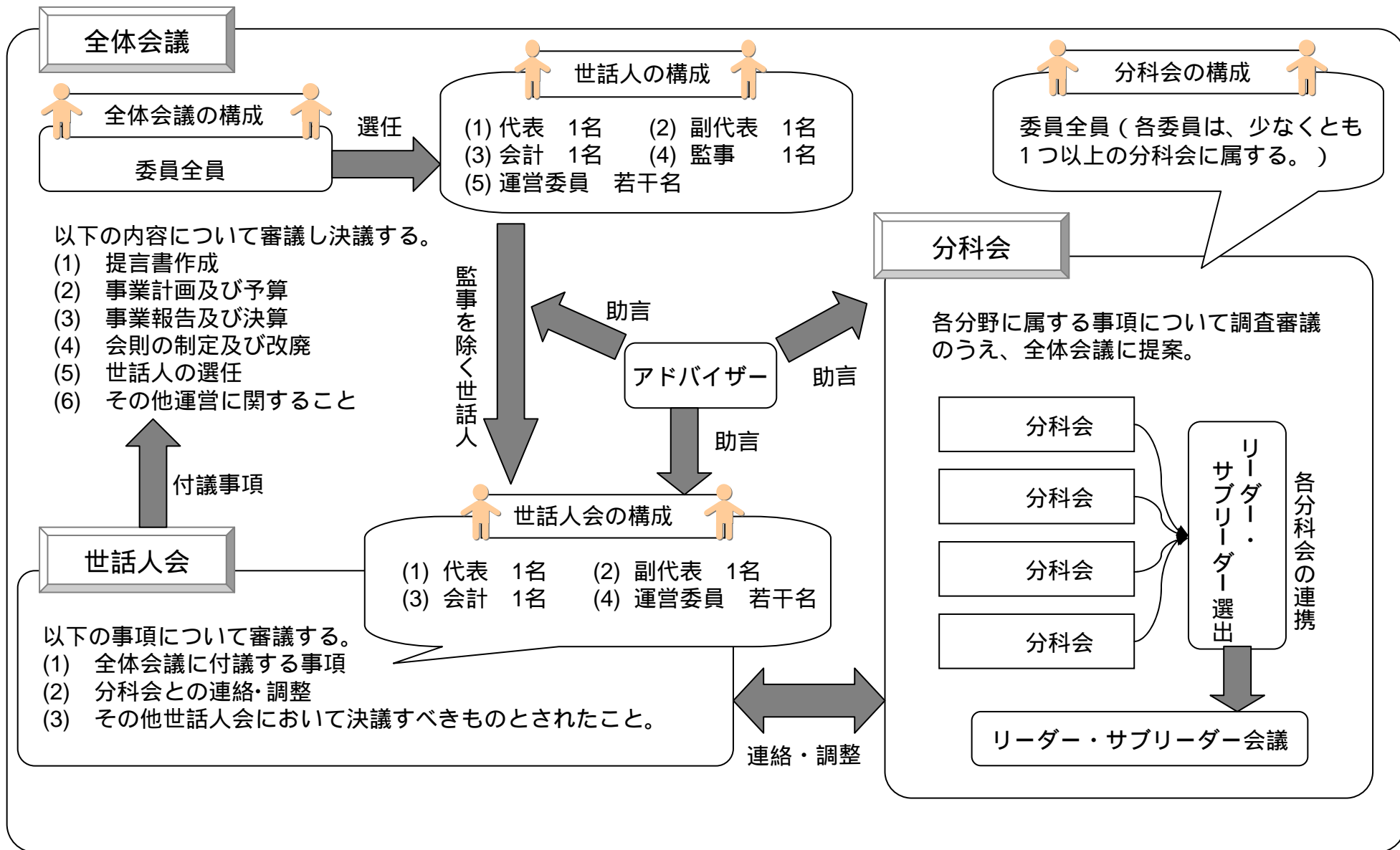


箕面市民会議のイメージ図



箕面市民会議会則（案）

（名称）

第1条 この会は、箕面市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 市民会議は、市民と行政と一緒に考え、住み続けたいまちを協働して創造することにより、夢のある将来都市「みのお」を実現するため、箕面市（以下「市」という。）に対し平成23年度から始まる次期市総合計画の基本構想策定に向けた提言を平成20年秋までに行うことを目的とする。

（組織）

第3条 市民会議は、次の各号のいずれかに該当するもので前条の目的に賛同するもの（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1）市内在住または在職若しくは在学の16歳以上の者
- （2）市と包括協定を締結している大学の学生

（世話人）

第4条 市民会議に、次の世話人を置く。

- （1）代表 1名
- （2）副代表 1名
- （3）会計 1名
- （4）監事 1名
- （5）運営委員 若干名

2 世話人は、全体会議において選任し、代表、副代表、会計、監事は世話人の互選で決定する。

3 世話人の任期は1年とする。

（世話人の職務）

第5条 代表は、市民会議を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 会計は、会計事務を担当する。
- 4 監事は、会計事務を監査する。

（全体会議）

第6条 市民会議に全体会議を置く。

- 2 全体会議は、委員をもって組織する。
- 3 全体会議は、代表が議長となる。
- 4 全体会議は、次に掲げる事項について審議し決議する。
 - （1）提言書作成に関すること。
 - （2）事業計画及び予算に関すること。
 - （3）事業報告及び決算に関すること。
 - （4）会則の制定及び改廃に関すること。
 - （5）世話人の選任に関すること。
 - （6）その他市民会議の運営上必要な事項に関すること。

（世話人会）

第7条 市民会議に、世話人会を置く。

- 2 世話人会は、代表、副代表、会計、運営委員をもって組織し、必要に応じて代表が招集し、その議長となる。
- 3 世話人会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 全体会議に付議する事項に関すること。
 - (2) 分科会との連絡・調整に関すること。
 - (3) この会則の定めるところにより世話人会において決議すべきものとされたこと。

(分科会)

第8条 市民会議に、次に掲げる分野ごとの分科会を置く。

- (1)
 - (2)
 - (3)
 - (4)
 - (5)
 - (6)
 - (7)
 - (8)
- 2 分科会は、当該分野に属する事項について調査審議の上、全体会議に提案する。
 - 3 委員は、少なくとも一以上の分科会に属するものとする。
 - 4 分科会に、リーダー、サブリーダーを置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
 - 5 リーダーは、当該分科会の業務を総括する。
 - 6 サブリーダーは、リーダーを補佐する。
 - 7 分科会間の連携を図るため、リーダー・サブリーダー会議を開催することができる。

(アドバイザー)

第9条 市民会議に、その事業の執行に関し助言を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

(会計年度)

第10条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第11条 市民会議の経費は、市補助金、その他の収入をもって充てる。

(予算)

- 第12条 代表は、毎会計年度の予算案を作成しなければならない。
- 2 代表は、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算案を作成することができる。
 - 3 前二項の予算案は、全体会議の決議を経なければならない。

(決算)

- 第13条 代表は、毎会計年度の終了後速やかに、決算書及び事業報告書を作成し、監事の監査に付さなければならない。
- 2 代表は、前項の規定により監事の監査に付した決算書及び事業報告書を監事の意見を付けて全体会議の認定に付さなければならない。

(事務局)

第14条 市民会議の事務局は、世話人会に置く。

(運営)

第 1 5 条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(補則)

第 1 6 条 この会則及び前条に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、世話人会の決議を経て代表が別に定める。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 1 0 月 日 から施行する。

平成 19 年度箕面市民会議事業計画(案)

市民会議は、市民と行政がともに考え、住み続けたいまちを協働して創造することにより、夢のある将来都市「みのお」を実現するため、平成 23 年度から始まる次期箕面市総合計画の基本構想策定に向けた提言を平成 20 年秋までに行うことを目的とし、次の事業を実施する。

1 全体会及び分科会の開催

2 全体会・分科会に伴う活動

- (1) 学習
- (2) 現地調査
- (3) 市民意見の把握・集約
- (4) 市民向け報告会の準備
- (5) その他、箕面市民会議の目的達成に必要な事業

3 活動の経緯

- (1) **第1回** (6月28日(木))
箕面市民会議の活動について説明
箕面市民会議の進め方について意見交換
- (2) **第2回** (7月24日(火))
総合計画についての学習
運営ルールの検討(意見交換)
- (3) **第3回** (8月8日(水))
運営ルールの検討(意見交換)
他都市における、市民会議事例の紹介(豊中市、日野市、那覇市)
年間活動イメージの検討(意見交換)
- (4) **第4回** (8月22日(水))
阿部昌樹さん(大阪市立大学大学院教授)講演会
年間活動イメージの検討(意見交換)
- (5) **第5回** (9月4日(火))
運営ルールの決定
第4次総合計画の検証

- (6) **第6回** (9月26日(水))
第4次総合計画の検証
分科会編成に向けて、今後の進め方について意見交換
- (7) **第7回** (10月5日(金))
箕面市が今後10年間で力を入れて取り組むべきことについて検討(意見交換)
分科会のテーマについて検討(意見交換)

4 今後の活動

- (1) **第8回** (10月18日(木)予定)
分科会の検討、分科会の編成、メンバー決定
分科会の活動イメージの検討
世話人会設立の検討
- (2) **第9回** ~阿部昌樹さんを迎えて~ (11月28日(水)予定)
分科会の活動状況の共有
提言書(3月中間報告)のアウトプットイメージの共有
- (3) **第10回** (12月20日(木)予定)
市民向け報告会の企画の検討
- (4) **第11回** ~阿部昌樹さんを迎えて~ (1月23日(水)予定)
各分科会からの経過報告
- (5) **第12回** (2月21日(木)予定)
市民向け報告会に向けて
次年度の活動について
- (6) **第13回** (3月26日(水)予定)
市民向け報告会に向けて
次年度の活動について
- (7) **市民向け報告会の開催(3月)** ~阿部昌樹さんを迎えて~
(第12回と第13回の間で開催することも考えられる)

箕 面 市 民 会 議
平成19年度 歳入歳出予算(案)

歳入合計額 501,000円
歳出合計額 501,000円

歳 入

(単位:円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
負担金補助 及び交付金	500,000		500,000	
補助金	500,000		500,000	箕面市より補助
預金利息	1,000		1,000	
預金利息	1,000		1,000	
歳入合計	501,000		501,000	

歳 出

(単位：円)

項 目	本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
報償費	100,000		100,000	
報償金	100,000		100,000	講師謝礼
需用費	100,000		100,000	
消耗品費	50,000		50,000	事務用品
印刷 製本費	50,000		50,000	封筒(連絡・資料送付用)
役務費	100,000		100,000	
通信 運搬費	100,000		100,000	郵便料他
使用料及び 賃借料	150,000		150,000	
使用料	50,000		50,000	コミュニティセンター等 使用料
賃借料	100,000		100,000	パソコン等賃借料
予備費	51,000		51,000	
予備費	51,000		51,000	
歳出合計	501,000		501,000	

世話人会設立に向けて

立ち上げの流れ

日程	会議名	内容
10月12日(金)	企画会議	世話人会立ち上げに向けて検討。 【検討事項】 ・世話会の役割・選出方法 ・会則(案)・事業計画(案)・予算(案)
10月18日(木)	第8回市民会議	企画会議での検討事項について結果を報告し、概ね承認いただく。 詳細は世話人会に一任
<世話会のメンバー募集>		
10月下旬	第1回世話人会	第8回市民会議の意見等を受けて、会則・事業計画・予算の確定。
<市に対し、市民会議運営補助金を請求>		
11月28日(水)	第9回市民会議	会則・事業計画・予算の報告。